



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和3年6月2日
松山地方気象台

愛媛県の大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報 発表基準の変更について

愛媛県の大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準をより適切な値となるよう見直しました。
新しい発表基準は、令和3年6月3日13時から適用します。

大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準は、過去の災害の発生状況等から決定しており、新たな災害の発生等を踏まえて随時見直しを行っています。

今般、最新の大雨災害データの取り込みを行い、発表基準を下記のとおり変更することとしました。

この見直しによって、よりの確な警報・注意報の発表に加え、「キキクル（大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布）」の判定の改善を図ります。

記

- 1 基準変更日時
令和3年6月3日（木）13時
- 2 基準を変更する市町村
○大雨警報（浸水害）・注意報
西条市、松前町、砥部町、内子町

洪水警報・注意報
松山市、伊予市、新居浜市
- 3 発表基準
6月3日13時以降、以下のURL（気象庁ホームページ）に掲載します。
警報・注意報発表基準一覧表（愛媛県）
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/ehime.html>

【参考】

愛媛県の気象警報・注意報

https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=offices&area_code=380000

浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>

洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

問合せ先：松山地方気象台 担当 水害対策気象官 山内俊明

電話 089-933-3610 FAX 089-943-6250